

## 社会教育委員について

### 1 社会教育法（昭和 24 年 6 月 10 日号外法律第 207 号）抜粋

#### 第 1 章 総則

（社会教育の定義）

第 2 条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

#### 第 3 章 社会教育関係団体

（審議会等への諮問）

第 13 条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 8 条に規定する機関をいう。第 51 条第 3 項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

#### 第 4 章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第 15 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第 17 条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- (3) 前 2 号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

## 2 函館市社会教育委員設置条例（昭和 24 年 12 月 16 日条例第 49 号）抜粋

第 1 条 社会教育法第 15 条により函館市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第 2 条 委員の定数は、20 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから函館市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育および社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。但し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 職能の故をもって委嘱せられた者がその職を辞したときは、任期中といえども委員を解任することができる。

## 3 函館市社会教育委員の会議規則（昭和 35 年 2 月 27 日教育委員会規則第 1 号） 抜粋

（目的）

第 1 条 函館市社会教育委員の会議（以下「会議」という。）については、この規則の定めるところによる。

（委員長及び副委員長）

第 2 条 会議に委員長及び副委員長それぞれ 1 名を置き、社会教育委員（以下「委員」という。）の互選とする。

2 委員長及び副委員長の任期は、委員の在任期間とする。ただし、欠員により選任された委員長又は副委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長の職務）

第 3 条 委員長は会議を招集し、これを主宰する。

2 会議開催の場所及び日程は、会議に付すべき案件とともに、委員長が文書をもってあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議の種類等）

第 4 条 会議は、定例会議及び臨時会議とする。

2 定例会議は年 6 回以内、臨時会議は必要ある場合にこれを招集する。

（会議及び議決）

第 5 条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、同一案件について再度招集してもなお過半数に達しないときは、この限りでない。

2 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

（会議と教育委員会事務局の関係）

第 6 条 委員長は、議案その他に關し必要あるときは、教育委員会事務局職員の出席を求めることができる。

2 教育委員会事務局職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

3 会議に必要な庶務は、教育委員会事務局において行う。

（委員長への委任）

第 7 条 この規則に定めるものほか必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

## 4 社会教育委員の会議（令和2年度～令和6年度）

### 令和2年度（2020年度） 第1回函館市社会教育委員の会議

日時 令和2年（2020年）7月30日（木）14時00分

次第 1 新委員紹介・事務局職員紹介

2 報告 (1) 正副委員長の選出

(2) 令和2年度（2020年度）社会教育事業について

3 その他 (1) 委員各自の生涯学習や社会教育に関する活動等の発表

(2) 渡島社会教育委員連絡協議会役員就任報告

(3) 第60回北海道社会教育研究大会延期報告

### 令和2年度（2020年度） 第2回函館市社会教育委員の会議

日時 令和3年（2021年）2月16日（火）14時00分

次第 1 報告 (1) 令和3年度（2021年度）予算の概要について

2 研究調査 (1) 講義 演題「縄文遺跡群の世界文化遺産登録による効果促進施策のあり方」

担当 函館市生涯学習部文化財課長

3 その他 (1) 成人祭の開催日について

### 令和3年度（2021年度） 第1回函館市社会教育委員の会議

日時 令和3年（2021年）8月2日（月）14時00分

次第 1 新委員紹介・事務局職員紹介

2 報告 (1) 令和3年度（2021年度）社会教育事業について

3 その他 (1) 委員各自の生涯学習や社会教育に関する活動等の発表（情報交換）

### 令和3年度（2021年度） 第2回函館市社会教育委員の会議（中止）

日時 令和4年（2022年）3月9日（水）14時00分

次第 1 報告 (1) 令和4年度（2022年度）予算の概要について

2 研究調査 (1) 講演 演題「障害者の生涯学習推進について」

講師 北海道教育庁渡島教育局教育支援課

社会教育指導班主査（社会教育主事）

南部 晃宏 様

### 令和4年度（2022年度） 第1回函館市社会教育委員の会議

日時 令和4年（2022年）8月4日（木）14時00分

次第 1 議事 (1) 正副委員長の選出について

2 報告 (1) 令和4年度（2022年度）社会教育事業について

(2) 第42回北海道社会教育委員長等研修会参加報告  
報告者：池田委員長

3 その他 (1) 講演 演題「社会教育委員について」

講師 北海道教育庁渡島教育局教育支援課

社会教育指導班主査（社会教育主事）

柴田 快憲 様

**令和5年度（2023年度） 第1回函館市社会教育委員の会議**

日時 令和5年（2023年）7月27日（木）14時00分

次第 1 報告 (1) 令和5年度（2023年度）社会教育事業について  
(2) 第43回北海道社会教育委員長等研修会参加報告  
報告者：池田委員長

2 その他 (1) 各自の生涯学習や社会教育に関する活動等について  
(情報交換)

**令和6年度（2024年度） 第1回函館市社会教育委員の会議**

日時 令和6年（2024年）8月6日（火）14時00分

次第 1 報告 (1) 令和6年度（2024年度）社会教育事業について  
(2) 第44回北海道社会教育委員長等研修会参加報告  
報告者：池田委員長

2 その他 (1) 各自の生涯学習や社会教育に関する活動等について  
(情報交換)